

装管企第71号

27.10.1

一部改正 装管企第17786号

令和2年12月25日

一部改正 装管企第8434号

令和4年5月27日

一部改正 装管企第266号

令和6年3月29日

調達事業部長  
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

中央調達に係る航空機等及び誘導武器等に関する生産能力等の調査及び  
審査要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所  
長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

中央調達に係る航空機等及び誘導武器等に関する生産能力等の調査及び審査要領

(目的)

第1条 この要領は、地方防衛局等において、航空機等及び誘導武器等の製造修理を行う会社又は工場（下請負者及びその工場を含む。以下同じ。）の生産能力及び品質管理に対する調査（以下「調査」という。）を実施し、契約の相手方（下請負者を含む。）として必要な条件を備えているか否かを審査する場合の調査及び審査の範囲並びに事務手続を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等 次に掲げるものをいう。

ア 航空機、航空機装備品、航空機に関する整備用又は訓練用器材及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材

イ 前号に規定するものを構成する部品及び材料

(2) 誘導武器等 次に掲げるものをいう。

ア 誘導弾（訓練弾及び擬製ミサイルを含む。）及び誘導弾誘導装置（防空指揮装置及び関連統制装置を含む。）並びに誘導弾発射装置（以下「誘導武器」という。）

イ 誘導弾の取扱器材及び補助器材

ウ 誘導武器に関する計測試験又は検査用機器その他誘導武器用の整備支援器材並びに訓練用器材（汎用のものを除く。）

エ 前各号に規定するものを構成する部品及び材料

(3) 担当官 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。

(4) 地方防衛局等 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、長崎防衛支局、郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所をいう。

(5) 地方防衛局長等 地方防衛局等の長をいう。

(調査及び審査の範囲)

第3条 調査及び審査は、生産能力調査表（別記様式第1号）及び品質管理調査表（別記様式第2号）（以下「調査表」と総称する。）並びに審査表（別記様式第3号）に定める項目について行うものとする。

(調査及び審査の指示)

第4条 担当官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地方防衛局長等に対し調査及び審査の実施を指示するものとする。

- (1) 契約物品の全部若しくは主要部分の製造又は役務を第三者に請け負わせるため、契約の相手方から下請負承認申請があった場合
- (2) 契約履行中において、契約の相手方に対する調査及び審査の実施が必要と認める場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか特に調査及び審査の実施が必要と認める場合

2 前項第1号に規定する場合において指示するときは、その旨を当該指示において示すものとする。

(調査及び審査の実施)

第5条 地方防衛局長等は、前条の規定に基づく指示を受けた場合には、その地方防衛局等が管轄する区域に所在する会社又は工場について調査及び審査を実施するものとする。

(調査担当者及び調査)

第6条 地方防衛局長等は、調査を実施する場合には、その都度、監督及び検査の業務（調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）に規定する監督及び検査の業務をいう。）を行う職員のうちから、生産能力及び品質管理の調査担当者をそれぞれ指名するものとする。

2 調査担当者は、調査表に定める項目について調査を実施し、調査表を作成するものとする。

(審査担当者及び審査の手順)

第7条 審査の担当は、地方防衛局長等及び装備課長（装備課が置かれた地方防衛局等に限る。北関東防衛局にあっては、装備第1課長又は装備第2課長）並びに主任検査官（生産管理及び品質管理を担当する者に限る。）又は装備管理官が行うものとする。

2 審査担当者は、調査担当者が作成した調査表を審査し、審査表を作成するものとする。

(調査及び審査の結果の報告)

第8条 地方防衛局長等は、第5条の規定に基づき調査及び審査を実施した場合は、調査表及び審査表をそれぞれ2部作成し、1部を担当官に送付し、1部を保管するものとする。

(調査の省略)

第9条 地方防衛局長等は、第4条第1項第1号に規定する場合における調査を指示された場合において、検査官が当該調査の対象となる会社又は工場において生産管理及び品質管理について監督を行っており、当該会社又は工場が下請負者として必要な条件を備えていると認められるときは、調査を行うことを要しないものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の場合においては、当該会社又は工場の監督を行う検査官に調査表を作成させ、当該調査表に係る審査表とともに担当官に送付するものと

する。

(有効期限)

第10条 調査表及び審査表の有効期限は、当該調査に係る生産能力調査表の作成日から3年とする。

2 地方防衛局長等は、有効期限内において調査及び審査を実施した会社又は工場が必要な生産能力を失い、又は必要な品質管理を行っていないと認める場合には、速やかに調査表及び審査表を失効させる旨を担当官に報告するものとする。

(調査及び審査実施状況表の作成並びに通知)

第11条 調達事業部長は、地方防衛局長等から担当官に送付された調査表及び審査表に基づき、当該年度終了後速やかに、前年度の生産能力調査及び審査実施状況表(別記様式第4号)を作成し、地方防衛局長等に送付するものとする。

(再調査)

第12条 地方防衛局長等は、調査表の作成後において、次の各号のいずれかに該当する場合その他調査及び審査を実施した会社又は工場(第9条の規定に基づき、調査を省略して調査表及び審査表を作成した場合における対象会社又は工場を含む。)の生産能力及び品質管理に変動があると認める場合は、再調査を実施するものとする。

- (1) 重要設備が6か月以上の使用不可能となった若しくは撤去された場合又は工作機械類の台数が30%以上削減された場合
- (2) 熟練技術者の退職等による補充の見込がないか又は従業員数が30%以上減員した場合
- (3) 品質管理の組織の改廃により品質管理の状況に著しい低下をきたす変動を生じたと認める場合

2 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の規定に基づく再調査について準用する。

(決裁及び報告の特例)

第13条 この要領の実施において、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長が決裁若しくは承認を受け、又は報告を行う際、それぞれ所属する調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官及び調達事業部航空機調達官については、合議又は報告を要しないものとする。

(経過措置)

第14条 この要領の施行の日前に、航空機等及び誘導武器等に関する生産能力調査

及び審査要領に関する達（平成18年装備本部達第12号）の規定により行われた事務は、この要領により行われたものとみなす。

- 2 この要領に規定する別記様式は、当分の間、この要領の施行の日前において装備施設本部長が定めていた相当の様式（この要領において相当の様式が定められている場合に限る。）を修正して使用することができる。

別記様式第1号（第3条関連）

生産能力調査表		書類整理番号	
		調査官の所属	
調査根拠		調査官官職氏名	
I 総 括			
1	調査を実施した工場名	2	調査年月日
3	所在地	本社 電話( )	
		工場 電話( )	
4	調査に立会った代表者役職氏名		
II 調査対象品目及び生産能力			
5	調査対象主要品目 (装本又は防衛装備庁 契約のみ)	年間生産数量 (過去3箇年の平均)	年間契約額(単位千円) (過去3箇年の平均)
			備 考
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
6	最大生産量 (第5項の調査対象品目を現在の設備と最大可能人員により生産し得る1年間の生産量(生産金額))		
	品 目	生産量(生産金額)	備 考
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
III 会社、工場組織、生産現況等			
7	会社設立年月日		
8	会社代表者及び役員の名と略歴、工場の組織図(別添)		
9	現在手持の防衛省契約の主要品目及び契約金額		

10 防衛省関係の過去3箇年の納入実績			
年 度	金額 (単位千円)	主 要 品 名	備 考

11 民需関係の過去3箇年の各期の総売上高			
期 間	売上金額 (単位千円)	納 入 先	備 考

12 調査対象品目の生産について業者の経験と能力

IV 工 場 施 設

13 建物の種類、構造、面積			
建物の名称	種類・構造	延面積 (平方米)	備 考
事 務 所			
研 究 室			
製 造 工 場			
倉 庫			
そ の 他			
計			

14 敷地総面積 平方米

15 調査対象品目以外の製品の生産に使用されている会社の生産設備を調査対象品目の生産のために利用できる できない。もしできる場合は、その利用できる割合を示す。

16 設備、工作機械、特別試験機、その他の設備のリストを添付し、その一般的状態を記す。その所有あるいは借用の別を記し、借用の場合は、借用期間を記す。業者のリスト、パンフレットは使用してもよいが、正確を期すため、抜打点検する。

V 工場の構成人員等 ( 年 月 日現在)

17 工場の構成、経験年数等					
種別	男女別		直 接 工	経験年数	
	男 子	女 子		5 年未満	5 年以上
直 本採用					

接 工 間 接 工	臨時採用			の 経 験 年 数	10年以上	
	本採用				15年以上	
	臨時採用				20年以上	
	計					
18 技術職員の学歴別人数						
学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 卒	そ の 他		
人 数						
VI 調査対象品目についての下請利用						
19 調査対象品目で下請を利用して納入実績のある主要品目						
品 目	下請会社名	下請をさせた内容	理 由			
20 将来の下請利用の計画及び理由						
VII 資材及び生産管理						
21 調査対象品目の生産に必要な資材を購入する際長期を要する資材の品名、購入期間及び購入先						
品 名	購 入 期 間	購 入 先	備 考			
22 調査対象品目の生産について官給品の支給を必要とするときはその主要の品名、部品番号及びその理由						
品 名	部 品 番 号	理 由				
VIII 研究と開発計画						
23 調査対象品目に関係ある研究と開発計画						
24 調査対象品目に関係ある研究、開発等の報告書						
題 名	担当者職氏名等			年 月 日		

25 他の研究機関との関係			
IX 評 価			
26 契約相手方又は下請負業者として <input type="checkbox"/> 適当である <input type="checkbox"/> 適当でない。			
27 不適当な場合の改善事項			
28 所 見			
29 調査に要した時間	作成者 所属官職氏名		
出張		年 月 日 作成	
調査			
報告			
計			

別記様式第2号（第3条関連）

品質管理調査表		書類整理番号	
		調査官の所属	
調査根拠		調査官官職氏名	
I 総 括			
1	調査実施会社工場名		2 調査年月日
3	所在地		
4	調査に立会った役職員氏名		
II 調査対象品目等			
5	調査対象主要品目（装本又は防衛装備庁契約のみ） （生産能力調査表に記入している場合は省略しても可）		
(1)		(4)	
(2)		(5)	
(3)		(6)	
6	この調査対象品目について製造実績が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない。		
7	検査又は品質管理組織（簡単に説明）		
III 品質管理の状態			
8	調査対象品目の生産について、関連規格、T O、図面等最新版を準備し、理解しているか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いるも不十分		
9	調査対象品目の生産に必要なとされる検査員の増員及び検査試験設備の拡張を考慮してその見積を <input type="checkbox"/> 完了した <input type="checkbox"/> 完了しない。		
10	調査対象品目の生産に中心となる熟練検査試験員を持って <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いるも不足		
11	調査対象品目の生産に必要な検査試験員を持って <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いるも不足		
12	品質管理又は検査組織は他の企画及び統制機能に関連して、 <input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 不十分に、計画されている。		
13	部品及び材料の受入検査規定が制定されて <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いるも不十分		
14	主要材料購入のとき、生産会社の品質証明書が添付される様に考慮されて <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いない場合もある。		
15	生産検査及び試験のために必要な技術的条件に対し、不具合事項の管理規定が、 確立されて <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不十分である。		
16	所要の検査及び試験に対する基準、あるいは実施方法を定めるために、製品の特性の解析が有効に行われる組織が、確立されて <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不十分である。		
17	図面、仕様書及び技術資料の保管整備は、適切で <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不十分である。		

- 18 品質管理及び検査の記録の保管整備は、適切である ない 不十分である。
- 19 品質、検査及び試験の各員に対し、製品の品質に関してそれぞれ適切な指示が与えられて、いる いない いない場合もある。
- 20 ゲージ並びに他の検査用具及び試験装置は定期検査が行われて、いる いない いるも不十分
- 21 工程中不良生産を最小限にする処置が効果的になされて、いる いない いるも不十分
- 22 不良製品の処置、不良製品の反復製造を防止する修正処置の方法が、適切である ない 不十分である。
- 23 部品及び材料の管理状況が、良い 悪い 不十分である。
- 24 梱包及び出荷のための適当な方法が準備されて、いる いない いない場合もある。
- 25 ハウスキーピングが良い 悪い 不十分である。
- 26 調査対象品目についての必要な機能試験がすべて実施できる できない。
- 27 調査対象品目について、認定試験を自力ですべて実施できる できない。
- 28 過去6箇月間において防衛省及び民需の契約に対して、満足すべき品質実績をもっている いない いない場合もある。
- 29 前各号に定めるもののほか必要と思われる事項あれば、項目ごとに列記のこと。

V 評 価

30 結論として調査対象品目を製造し納入するため適当な品質管理組織を提供、維持する能力を持っている いない。

31 所 見

32 調査に要した時間	作成者	所属官職氏名
出張		
調査		
報告		
計		年 月 日 作成

別記様式第3号（第3条関連）

審 査 表		書類整理番号
		審査対象会社工場名
審査根拠		審査対象品目
会社名及び所在地	(電話)	
工場名及び所在地	1	(電話)
	2	(電話)
(選択) *1	1	各調査表に対する所見
	2	上記以外に気付いた点
	3	評 価
	年 月 日作成(官職氏名 )	
(選択) *2	1	生産能力調査表に対する所見
	2	上記以外に気付いた点
	3	評 価
	年 月 日作成(官職氏名 )	
(選択) *3	1	各調査表に対する所見
	2	上記以外に気付いた点
	3	評 価
	年 月 日作成(官職氏名 )	

[選択要領]

- (選択) \* 1 : 「調達部長」「支局長」「事務所長」から該当するものを記入する。  
(選択) \* 2 : 「装備課長」「装備第1課長」「装備第2課長」から該当するものを記入する。  
(選択) \* 3 : 「装備管理官」「主任検査官」から該当するものを記入する。

